

別紙 1 (事業の概要)

2022/11/7 現在

下線・太字部分が追加・変更内容

<p>(1) 登録の対象となる自己検査の種類</p>	<p>①市町から自己検査用に配布された抗原定性検査キット(体外診断用医薬品) ②県が実施する無料検査 ③薬局又はインターネットで購入した抗原定性検査キット ※体外診断用医薬品又は第一類医薬品に限る ※「研究用」検査キットは対象外</p>
<p>(2) 登録の対象者</p>	<p>自己検査で陽性となり、発熱やかぜ症状など軽度の症状を有する者、又は無症状の者のうち、下記の①～⑤の全てに該当する者。 ①静岡県内在住。(長期滞在を含む) ②<u>中学生以上64歳以下。</u> ③以下の基礎疾患がない 悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI 30以上)、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下。 ④妊娠の可能性がない。 ⑤検査の結果、陽性となった場合、速やかにインターネットサイトから「自己検査・療養受付センター」の登録サイトに登録することができる</p>
<p>(3) 登録後の流れ</p>	<p>①県の医師が検査結果と登録事項から陽性と認定。 発生届は提出しない。 ②陽性者へ、メール等により、自宅療養中の支援・相談窓口を案内。</p>
<p>(4) 医療機関の受診</p>	<p>①登録サイト対象外の者は、医療機関を受診する。 ②登録サイトに登録した者でも、症状の悪化や解熱剤等の処方を希望する場合は、医療機関を受診する。</p>